

第4回 クリーニング師研修等事業 WG

平成22年12月20日

資料1

**クリーニング師研修等事業  
ワーキンググループ  
報告書（案）**

## クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書（案）

平成22年12月20日

### 1. はじめに

クリーニング師研修等制度は、衣料素材の多様化や加工技術の複雑化、利用者ニーズの変化への対応など経営上の課題に対応するための知識及び技能の向上を目的に、昭和63年のクリーニング業法の一部改正により設けられた。本制度は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い指定した研修等であり、現状では、全都道府県から財団法人全国生活衛生営業指導センターが指定されており、その一部は都道府県生活衛生営業指導センターが実施している。

当該研修制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということを結論としたい。」との理由により「廃止（国による研修義務付けの見直し）」という評価がなされたところである。

これを受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年10月より、4回にわたり検討が行われ、今般、クリーニング師研修等事業の在り方をまとめたので報告する。

### 2. 現状

#### （1）クリーニング師について

- ① クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験（試験科目：衛生法規・公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能）に合格した者に付与されている。

（参考） クリーニング師 免許件数：1,028件 （平成21年度内）

従業クリーニング師数：56,547人 （平成21年末）

厚生労働省「衛生行政報告例」

- ② クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有し、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者であり、施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場から関与することが期待されている。

- ③ 営業者は、クリーニング所(取次所を除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- ④ 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、クリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定する。クリーニング師は、業務に従事した後一年以内に当該研修を受けるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとすることが、クリーニング業法第8条の2、クリーニング業法施行規則第10条の2に規定されている。

(参考) 研修実施状況

研修受講者数：19,168 (平成19～21年度の累計) → 受講率32.0%

厚生労働省「衛生行政報告例」、全国生活衛生営業指導センター調べ

(2) 業務従事者について

- ① 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数(その数が1に満たないときは1とする)の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとすることが、クリーニング業法第8条の3、クリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

- ② 業務は、クリーニング業務に関する衛生管理とクリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

(参考) 講習実施状況

講習受講者数：14,843 (平成19～21年度の累計)

全国生活衛生営業指導センター調べ

(3) クリーニング師研修、業務従事者講習について

- ① 研修、講習に関する科目、時間数は、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」(平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知)により、次の通り定められている。

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説、2 卫生法規の概要 3 公衆衛生の概要、4 クリーニング業と公衆衛生	1時間以上

洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管及び引渡し、2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	1時間以上
洗たく物の処理 1 ドライクリーニング、2 ランドリー、3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤、5 洗たく物の消毒	1時間以上
繊維及び繊維製品 1 繊維の種類、2 繊維の鑑別、3 繊維製品の製法	1時間以上

- ② 必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認することとなっている。
- ③ 受講料の上限額は、クリーニング師研修が5,000円、業務従事者講習が4,500円と「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」(平成13年3月30日健衛発第33号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)により定められている。
- ④ 研修、講習の実施主体の選定方法・指定手続きは次の通りである。

- 都道府県知事が指定した研修、講習  
○研修等の主催者から研修等指定申請書を都道府県知事に提出し、申請を行う。

<第一型研修等指定申請書> ※第一型研修等：出席して受講する研修等

- (1) 研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類及び開催年月日
- (3) 第一型研修等の科目及び時間数
- (4) 第一型研修等の会場の名称及び所在地
- (5) 講師の氏名及び略歴
- (6) 受講予定人員
- (7) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

<第二型研修等指定申請書> ※第二型研修等：通信制の研修等

- (1) 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類
- (3) 受講申込手続き及び受付期間
- (4) 第二型研修等の科目及びレポートの課題
- (5) 受講対象者
- (6) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

- 都道府県知事は、研修等の適正な運営を図るため、研修等の主催者を指導する。

○研修等が修了したときは、主催者において研修等実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出する。

○研修等の主催者は、民法第34条に規定する公益法人（※）であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。

（※公益法人制度改革後においては、公益認定を受けた法人あるいは特例民法法人）

### 3. クリーニング師研修、業務従事者講習事業の在り方について

クリーニング業界においては、技術革新、消費者、経営環境、法規制等の環境変化が毎年のように発生している。また、国民生活センターに寄せられる消費生活相談情報は、1984年の開始当初は5万件弱であったが、2000年度には50万件を超え、2004年度は192万件にまで増加し、2005年度以降は、減少化傾向にあるが、毎年90万～100万件程度の消費生活相談情報が寄せられている。クリーニングに関する消費者相談（苦情等）について、割合（相談件数の順位）は低下しているものの、件数は相当あるということで、消費者の意識も高度化しているところである。

クリーニング業は、利用者の洗濯物を一定期間預かり、処理し、引き渡しするサービスであり、クリーニング事業者が業を行うに当たっては、衛生、技術など業を行うにあたって、総合的な知識を必要とされていること、毎年のようにクリーニング業に多大な影響を与える環境（技術革新、新素材、環境等に関する法規制）の変化があること、クリーニングに関する消費生活相談件数は減少傾向にあるものの相当数であること、業界全体のレベルアップを図る必要があること、意欲的な事業者の育成が必要であること、零細企業が多い生活衛生関係営業では自主努力に限界があることから、クリーニング師には定期的な研修受講を義務づけることに合理性が認められるということがワーキンググループの結論であった。

一方で、行政刷新会議が指摘したように30%程度といった低い受講率を見ると、制度の体をなさないとの指摘ももつともであり、仮に制度を存続させる場合には、行政、研修主催者、事業者団体、事業者の各関係者が制度の意義への認識を再確認し、受講率向上に向けて取り組むことが必要である。その場合、研修の内容についても、研修効果の高い内容に継続的に改善していくことが必要である。また、最初にクリーニング師研修を受講する際の研修内容と、2度目以降に、最新の衛生、経営上の知識取得を目的とした研修内容とに重点の違いを設けることも一方策との結論が得られた。

また、クリーニング師が実質的な責任者であれば、1クリーニング所に複数のクリーニング師がいた場合、全員が研修を受ける必要があるのかどうか。小規模なクリーニング所であれば1人が研修を受けることで十分ではないか、一方、大規模なクリーニング所であれば1人ではなく、複数が研修を受ける方が良いのではないか、こうした意見が出された。

業務従事者は、クリーニング業務に関する衛生管理を行うこととなっており、全ての業務従事者が一定の講習を受講する必要があると考える。しかし、現行の業務従事者講習に関して、5人に1人受講しなければならないことについては必ずしも合理的な理由がない。公衆衛生の知識を全員必要とするか、また、国の制度として位置付ける必要があるか議論が必要

である。

さらに、事業所数では7割程度を占める取次所においてもクリーニング業が顧客から物を一定期間預かり、洗濯して返却するサービスの性質は変わらず、取次所でのトラブルも発生していること、新しい形態の取次所も現れていることから、制度を存続させる場合には、むしろ、取次所において、最低1人は定期的に講習を受ける仕組みとすることが適当ではないかとの議論が出された。

以上を踏まえ、本ワーキンググループとしての結論は、下記の通りである。

- ・ クリーニング業には、衛生、環境、技術、法令等の大きな環境変化が毎年のように起こっていることから、クリーニング師研修、業務従事者講習は必要であり、消費者への適切な対応を促す観点からも、制度として存続させることが適當である。また、研修等の頻度は、現行通り3年に一度が適切である。
- ・ 取次店においても、適切な消費者対応が必要との観点は変わらないことから、少なくとも1名は、クリーニング師又は講習を受講した業務従事者とするべきである。
- ・ 現行では、クリーニング師全員に3年に一度の講習の義務づけをしつつ、受講率が3割程度にとどまるなど、制度の存続への疑問が出される状況にあり、逆に、クリーニング所に最新の知識を有する者が1名もいないこともあるなど、制度の趣旨の実現が確認できない状態にある。これは、制度の管理にあたる関係者、制度への参加者が深い反省をする。
- ・ 高まる消費者の意識、関係行政庁への適切な対応を促す観点からは、各クリーニング所に1名が最新の知識を持っていることを確実にし、それを主任クリーニング師として明示させ、衛生面の責任者としての位置づけを明確にすべきである。取次所、無店舗取次店についても、最新の研修を受講したクリーニング師又は講習を受講した業務従事者を明示させる。
- ・ クリーニング師の全員に定期的（3年に一度）の研修受講を求めるかについては、現行の低い受講率を前提とすれば、本ワーキンググループとしての結論は、事業所に確実に1名、最新知識を取得する者を配置することが優先課題であって、全員に研修受講を求めないとの結論とする。
- ・ ただし、クリーニング業に関する構成員から、本ワーキンググループの結論とりまとめに当たって、関係行政庁（国、都道府県等）、消費者団体、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生指導センター等の幅広い関係者の協力を得つつ、受講率の早期向上を前提に「クリーニング師全員の定期的な講習」の存続要望があり、本ワーキンググループとして、今後2年間で受講率を倍増させるといった目標実現に向け、関係者で一致団結して取り組むこととし、それまでの間、経過的に、全員受講の仕組みを存続することを合意した。
- ・ 業務従事者については、現行通り、5名につき1名の割合での講習受講を提言する。

利用者（消費者）の視点からの研修、講習、また、受講者であるクリーニング師、業務従

事者本位の研修、講習が求められており、こうした観点に立って、具体的な研修内容について、以下の通り議論がなされた。

#### (1) 研修、講習科目について

クリーニング業を含む生活衛生関係営業は国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供、地域社会への貢献が求められている。クリーニング師、業務従事者及びクリーニング業界全体に求められているものを研修、講習で実施することが必要である。

##### 内容の見直し

- ・カリキュラムに平成16年の法改正の内容（利用者の利益の擁護）、消費者行政、営業者の観点の追加
- ・環境に関する規制、建築基準法等時代に応じたテキスト、副教材の作成
- ・継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修することとし、内容を少なくする
- ・講義の形態の時間は減らしつつ、講師の適切な進行を前提として、出席者間による議論や情報交換を盛り込み、研修をより実践的な内容に改善することが考えられる 等

#### (2) 研修、講習成果の確認

クリーニング師研修、業務従事者講習の修了証書を掲示する等、消費者に対する情報開示を行うべきとの結論となった。研修の修得具合を適切に評価する必要があるのではないかとの結論となった。

なお、修得具合を評価する方法として修了試験、論文作成、議論等が考えられ、効果的な方法として、上述の出席者による議論が考えられる。研修、講習に議論を盛り込むにあたっては、効果的な議論を行うためには、講師の養成が必要となる。

#### (3) 研修、講習時間について

継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修するとともに、講師の指導下でのレポートと意見交換を行い、実践的な内容としてはどうかとの結論となった。

実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めるとともに、通信制の活用を図るのはどうかとの結論となった。

#### (4) 講師について

地域間又は講師の格差が生じていることが考えられることから、講師が使用するテキストの作成、講師が集まり意見交換を行うことにより講師の資質の向上を図ることも重要である。

- ・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。

・なお、DVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮する。

#### (5) 研修、講習の実施機関、受講料について

現行制度は、厚生労働大臣が定める基準（講習の内容、時間等）により、都道府県が実施機関を指定する仕組みであり、妥当であるとの結論となった。

また、当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。

#### (6) 行政の指導監督及び現況確認の在り方について

事業者団体、保健所が改革の内容を踏まえ、受講促進の呼びかけを徹底してはどうかとの結論となった。

クリーニング所等の届出内容や事業内容については、基本的には保健所で現況確認を行っているところであるが、都道府県、保健所と研修等事業を実施している都道府県生活衛生営業指導センターとの連携が必ずしも十分でないこと、個人情報保護への配慮もあり、都道府県生活衛生営業指導センターの研修予定者の把握には地域により大きな違いがある。今回の改革の趣旨と上記の事情を踏まえ、報告の様式・内容及び都道府県生活衛生営業指導センターとの情報共有について厚生労働省が地方公共団体に対して、技術的助言を出すことが望ましい。

#### (7) その他について

研修受講者数の把握のために、統計の整備について検討してはどうかとの結論となった。

また、受講者の講習後の意見を集約し、継続的に講習の改善を図るようにしてはどうかとの結論となった。

クリーニング師について、受講率を引き上げるための方策について、以上のような意見があつたが、これらは各々実施すればいいというものではなく、関係者（厚生労働省から都道府県を通じて対応、全国生活衛生営業指導センターから都道府県生活衛生営業指導センターを通じて対応、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会から各クリーニング生活衛生同業組合への呼びかけと協力）が総合的に実施し、期間を定めて目標を明確にした受講率向上が必須である。

なお、当該制度について広く国民からの意見を聞くため、パブリックコメントを実施し、国民からの意見を聴取したところである。

### 4. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書をとりまとめた。

## クリーニング師研修等事業ワーキンググループ構成員

青山 亨 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長  
海老原忠男 東京都クリーニング生活衛生同業組合理事  
加藤 一良 (財)神奈川県生活衛生営業指導センター専務理事  
久保 忠直 埼玉県保健医療部生活衛生課長  
小宮山健彦 (財)全国生活衛生営業指導センター専務理事  
○芳賀 康浩 青山学院大学経営学部教授  
前野 春枝 (社)全国消費生活相談員協会参与

○：座長 50音順・敬称略

### 検討経緯

本ワーキンググループは、以下の通り合計4回開催され、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月15日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

第2回 平成22年10月28日

関係者からのヒアリングを行い、論点の整理を行った。

第3回 平成22年11月19日

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（素案）について議論を行った。

第4回 平成22年12月20日

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（案）について議論を行った。

## クリーニング業を取り巻く環境の変遷

年	クリーニング師に関連する事項	業務従事者にも関連の深い事項
1988	オゾン層保護法制定	
	クリーニング師研修、業務従事者講習開始	
1989	テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定	
	消費税スタート（3%）	○
1990		
1991	常用雇用者数30人以上の事業所数が初めて1000を超える	
	コインランドリー増加	
1992	1985～2007年で1世帯当たりの年間洗濯代最高	
1993	取次所数が増加し始める	○
1994		
1995	阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件	
1996	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）	
	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制	
1997	消費税5%に引き上げ	○
	クリーニング所総数が最高	
1998	取次所数が最高	○
	相談件数が減少し、5位以下に	○
1999	マシーン・リングシステム発表	
	クリーニング事故賠償基準改正	
2000	環衛法から名称改め生衛法改正、振興と老人福祉含まれる	
2001		
2002	コンビニでの取次	○
	土壤汚染対策法施行	
2003	重症急性呼吸器症候群（SARS）蔓延脅威	
	クリーニング業法改正（消費者の保護、無店舗取次業規制）	○
2004	形態安定加工シャツ	
2005	経営者60歳台以上の割合が5割超	
	国民生活センターから「クリーニングサービスのトラブル防止のために」	○
2006	発表	
	道路交通法改正による駐車違反対策強化	○
2007	石油高騰	
2008	宅配クリーニング	○
	建築基準法に関する引火性溶剤問題	○
2009	消費者庁発足	

(参考)

クリーニングに関する消費生活相談件数等

年度	相談件数	全体に占めるクリーニングの割合 (%)	商品等大分類別順位 (*1)	商品・役務別分類(商品キーワード別分類) 順位
1985	4,220	4.8	9	1
1986	7,581	5.7	7	1
1987	8,974	6	6	1
1988	9,627	6.8	6	1
1989	10,139	6.3	6	1
1990	10,276	6.3	6	1
1991	10,347	6.1	6	1
1992	9,616	5	7	2
1993	9,426	4.3	7	2
1994	8,957	3.8	10	2
1995	9,681	3.5	12	2
1996	11,094	3.3	14	4
1997	11,460	2.9	16	5
1998	11,184	2.7	16	5
1999	11,033	2.4	16	6
2000	11,429	2.1	16	9
2001	11,025	1.7	17	13
2002	11,281	1.3	17	16
2003	10,550	0.7	18	19
2004	10,434	0.5	19	21
2005	10,114	0.8	19	20
2006	9,531	0.9	19	17
2007	8,889	0.8	19	18
2008	8,441	0.9	20	14

(注) 資料の出所 : 消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

\*1 「商品等大分類」は、商品 10、役務 14、その他 1 の計 25 区分

\*2 「商品、役務別分類」は、上記大分類の内訳細分類

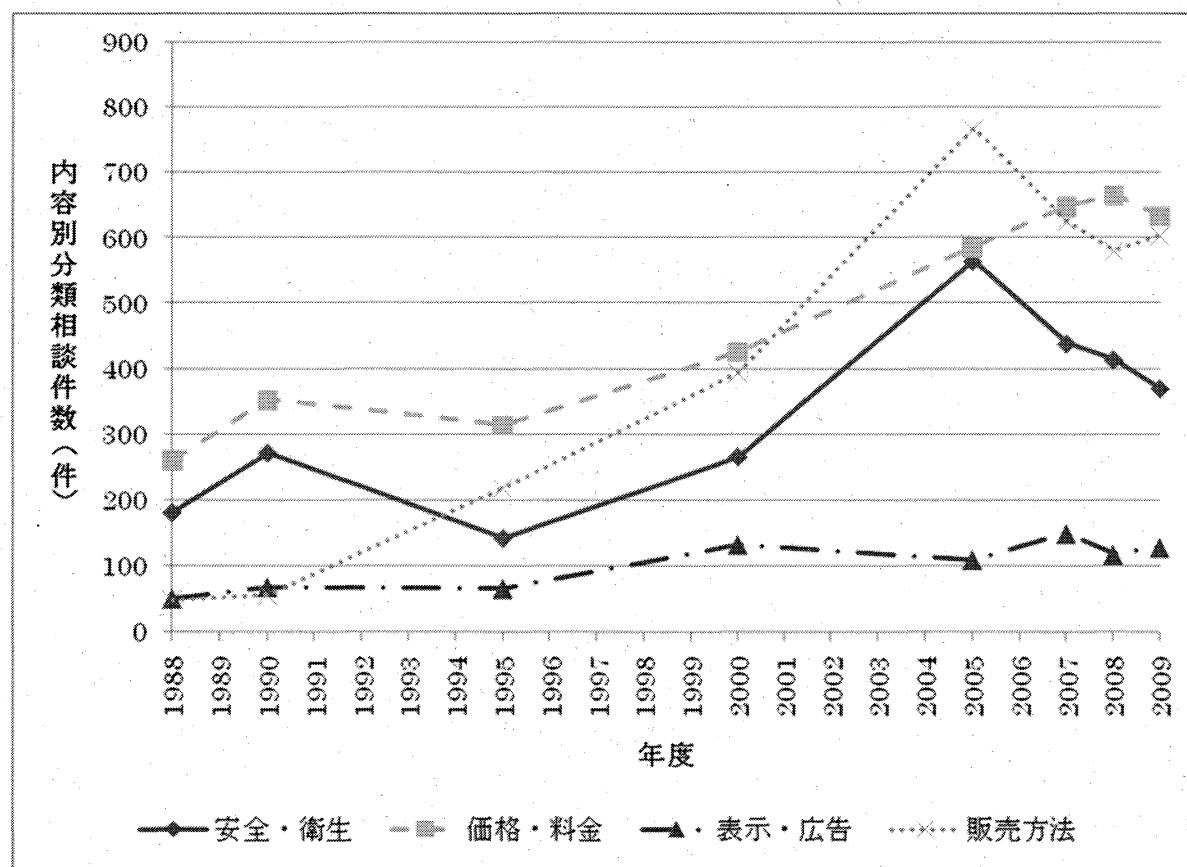
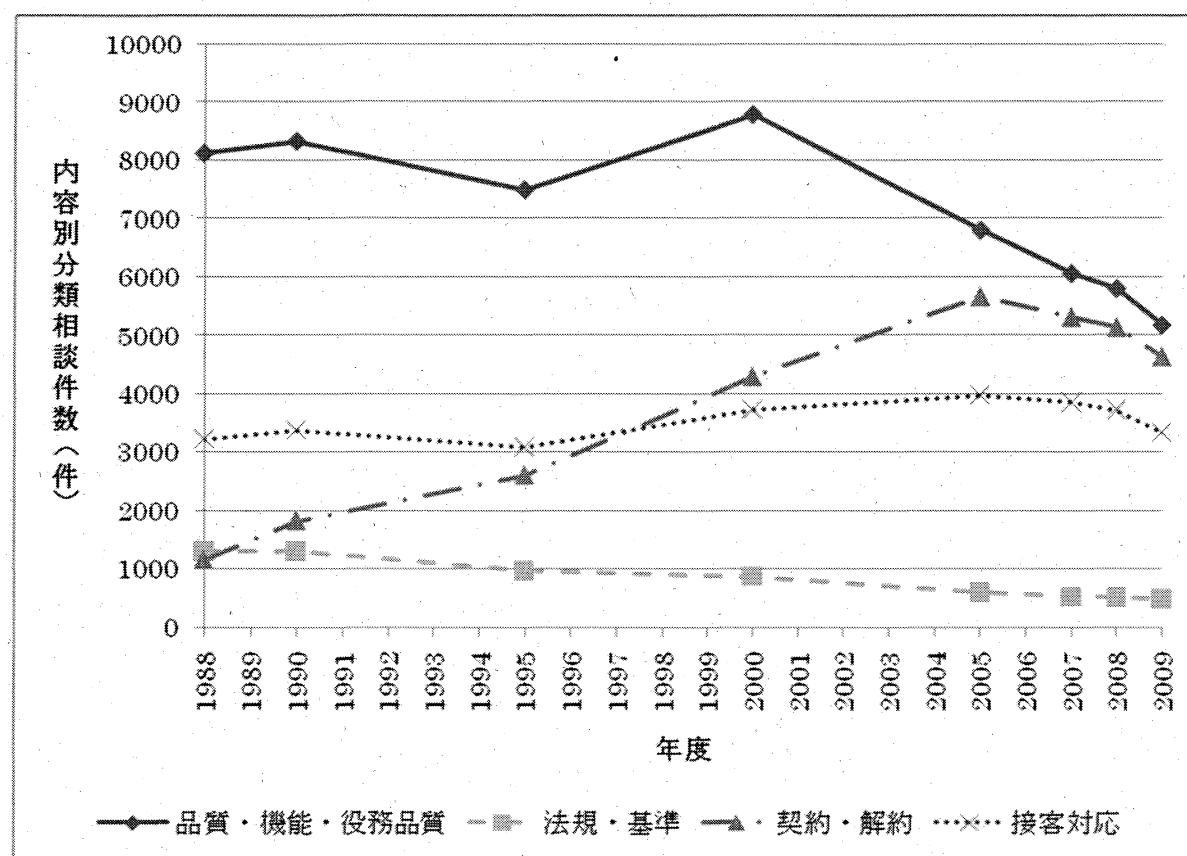
(参考)

主な相談内容分類ごとにみた消費生活相談件数ランキング

年度	順位	安全衛生 品質・機能 役務品質	価格・ 料金	表示・ 広告	取引 (販売方法、契約・解除 2006年以前)	接客 対応	ランキングの 表示
1988	1	1	5	4		1	上位10位まで
1989	1	1	7	5	8	1	"
1990	1	1	7	4	7	1	"
1991	1	1	7	8	8	1	"
1992	2	1		8	9	1	"
1993	2	1				1	"
1994	2	1				1	"
1995	2	1				1	"
1996	4	1				1	"
1997	5	1	22	26	19	1	上位27位まで
1998	5	1		23	19	1	"
1999	6	1		26	22	1	"
2000	9	1		25	20	1	"
2001	13	1		23	25	1	"
2002	16	1			27	2	"
2003	19	1				3	上位25位まで
2004	21	1				1	"
2005	20	1			24	1	"
2006	17	1			24	1	"
2007	18	1				2	"
2008	14	1			22	2	"

(注) 資料の出所：消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

数字は、「相談内容分類」ごとの当該年のランキング（位）



資料の出所：(独) 国民生活センター 消費生活年報